

川越町長選挙

投票は1月28日(日) 午前7時～午後8時

任期満了に伴う川越町長選挙の投票は、1月28日(日)に行われ、即日開票します。
選挙の告示日は、1月23日(火)です。私たちにとって身近な町政を担う代表を選ぶ大切な選挙です。
あなたの貴重な一票を大切に、棄権することなく投票に出かけましょう。

- 投票できる方 日本国籍を有し、下記の①②を満たし、町の選挙人名簿に登録されている方
- ①平成18年1月29日以前に生まれた方
 - ②令和5年10月22日以前から引き続き町内に住所のある方
- ※上記の条件を満たしている方でも、期日前投票をする前または、投票日までに町外に転出した場合は、入場券が届いていても投票できません。

■投票は入場券に記載された投票所で

入場券は、世帯ごとに封書で郵送します。封筒には、同じ世帯の有権者の入場券が入っています。入場券には投票所が明記されていますので、投票日には投票所を確認して、各自の入場券を持参してください。入場券に記載されている投票所以外では投票できません。

※亀須・亀崎地区の方は、公民館長寿命化改修工事のため、投票所を変更していますので、ご注意ください

投票日に投票所に行けない方は期日前投票を！

投票日当日に仕事や用事等で投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

期 間 1月24日(水)～27日(土) 午前8時30分～午後8時

場 所 役場1階 期日前投票所

※投票所入場券がお手元に届いている場合は、ご持参ください。

投票所入場券がない？！

投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合は、投票所の受付係に申し出てください。選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。

《開 票》 日 時 1月28日(日) 午後9時～ 場 所 役場3階 災害備蓄倉庫

問合せ先 川越町選挙管理委員会事務局(総務課) TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 3

高齢者の障害者控除対象者認定書は申請が必要です

障害者手帳(身体・療育)を持っていない65歳以上の要介護・要支援認定者で、申請により身体の障害や認知症の状態が一定の基準に該当すると認定された方には、障害者控除対象者認定書を交付(後日郵送)します。

※この認定書は、町県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありません。

問合せ先 福祉課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 6

申請方法 本人または家族の方が申請(毎年度申請が必要)

対 象 者 当該年度12月31日時点で要介護認定等を受けている方

必要書類 介護保険被保険者証

空き家セミナー開催

知っておくべき相続のいろは

相続登記の申請義務化、遺言書保管制度、国庫帰属制度など相続のあれこれについて法務局職員が説明します！

日 時 2月3日(土)
午後1時30分～3時

場 所 朝日町保健福祉センター1階ホール1

定 員 20名程度(先着順)

問合せ先 四日市不動産販売事業協同組合
TEL 3 5 5 ・ 0 4 4 0
安全環境課
TEL 3 6 6 ・ 7 1 6 3

第3回

事前予約制

空き家個別相談会を開催します

空き家に関する様々な相談に専門家がお応えします！

日 時 1月22日(月)～31日(水)
場 所 中央公民館または教育センター
申込開始 1月9日(火)～
申 込 四日市不動産事業協同組合
TEL 3 5 5 ・ 0 4 4 0

問合せ先 四日市不動産事業協同組合
TEL 3 5 5 ・ 0 4 4 0
安全環境課
TEL 3 6 6 ・ 7 1 6 3



令和6年1月1日から 産前産後の国民健康保険税免除制度

対象となる方

川越町国民健康保険の被保険者で、出産(予定)日が令和5年11月1日以降の方(出産とは妊娠85日以上の出産をいい、死産・流産・早産を含みます)

免除期間

出産(予定)日の属する月の前月から翌々月の4か月間。多胎妊娠の場合は出産(予定)日の属する月の3か月前から6か月間

対象となる国民健康保険税

令和6年1月以降の対象期間の国民健康保険税のうち、所得割額及び均等割額全額。制度開始前(令和5年12月以前)の月は、免除対象外です。

届出方法

保険税の免除を受けるには申請が必要です。申請は出産予定日の6か月前からできます。

次の必要書類を町民保険課窓口までお持ちください。

- ・本人確認書類
- ・母子健康手帳など出産(予定)日が確認できるもの

〈免除対象期間イメージ〉

	3か月前	前々月	前月	出産(予定)月	翌月	翌々月
単胎妊娠(出産)			○	★	○	○
多胎妊娠(出産)	○	○	○	★	○	○



問合せ先 町民保険課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 5

価格高騰対策低所得世帯支援給付金を支給します

給 付 額 給付の対象となる世帯1世帯当たり7万円

対象となる世帯

世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯で令和5年12月1日に町内に住民登録がある世帯。ただし、住民税課税者に扶養されている世帯を除く。

給付の手続・時期

1月中旬より対象となる世帯に通知します。手続き後およそ1か月程度で支給します。

申請期限 2月29日(木) ※当日消印有効

提出・問合せ先 福祉課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 6

家庭教育講演会

主催 川越町青少年育成町民会議

「子どもの心の育て方」～これからの時代をたくましく生きていく子どもへ～

子どもの「育つ力」を育み伸ばすために、また地域社会全体で家庭教育を応援するために、家庭教育講演会を実施します。町内の子育て中の保護者、子育て支援関係者などのご参加をお待ちしています。

日 時 2月4日(日) 午後1時30分～3時

場 所 中央公民館 大研修室

参 加 費 無料

託 児 無料 ※対象：未就学児、先着10名程度、申込締切：1月25日(木)

定 員 100名(事前申込制) ※席に余裕がある場合は当日参加可

申込方法 申込フォーム、生涯学習課窓口(あいあいセンター1階)または電話

講 師 安藤 大作さん (公社)全国学習塾協会会長/日本民間教育協会会長/㈱安藤塾代表取締役

講師プロフィール

両親とともに暮らせない過酷な幼少期を経て22歳で私塾を創業し、県内に十数校舎を展開。保育園と学童施設を複数園設立し、0歳から18歳までに関わる。また、サッカークラブチームを設立し指導者として全国大会出場を果たすなど、子どもの成長につながる活動は多岐にわたる。著作も多数。「人は無限の可能性を持っている」という理念ですべての事業を展開。テレビやラジオにもレギュラー出演中。県内外で数多くの諮問委員等も務める。

申込・問合せ先 生涯学習課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 4 0(午前8時30分～午後5時)

申込フォーム

